

## 質疑書の回答(配布資料に関すること)

平成26年12月10日

| [ 質 問 事 項 ]  | [ 回 答 ]  |
|--|--|
| <p>業務委託名<br/>番号</p> <p>木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター運転管理業務委託<br/>流27上流第13号</p>   |  |
| <p>1. 契約書-流入基準超過の取り扱い</p> <p>・第13条において、分析項目が1項目でも流入基準値を超過した場合、全ての放流分析項目が契約基準値超過の対象から外れますか。</p>   | <p>原則、流入基準値が超過した項目と同じ項目のみ、放流水質基準値が超過した場合対象外としますが、分析結果、状況によって判断するものとします。</p>  |
| <p>2. 契約書-流入基準超過の取り扱い</p> <p>・第13条において、「流入水が・・・適合していなかった事実が証明された場合に限り・・・」とありますが、この証明とは何によってなされるのでしょうか、受託者がおこなった分析値だけで証明されたと見なされるのでしょうか、もしくは、第三者機関によるものなのでしょうか。</p> | <p>受託者の分析値で証明がなされたと見なします。</p> <p>但し、当方が指定した分析方法により実施されていることを確認する場合があります。</p> |
| <p>3. 契約書-契約基準値の算定</p> <p>・自主的に実施した水質分析結果であっても、通常の採水方法（同時刻のコンポジットサンプルである場合）である限り、契約基準値の算定に採用されますか。</p>   | <p>採用します。なお計量証明事業所への分析委託と自主的に実施した分析結果で同日分の結果がある場合には、計量証明事業所のものを採用します。</p>    |
| <p>4. 契約書-契約基準値の算定</p> <p>・外部分析委託に出した結果について、放流水契約基準値Ⅱに該当する項目の結果は、契約基準値算定に含めて計算しますか。</p>  | <p>含めて計算します。</p>   |
| <p>5. 契約書-改善計画書の取り扱い</p> <p>・別紙9放流基準を超過した場合に実施する改善計画の完了は、契約基準値を満たした時として良いのでしょうか。</p>   | <p>改善計画の完了は、契約基準値を超過するおそれがないと委託者が判断する場合とします。</p>                             |
| <p>6. 契約書-改善計画書の取り扱い</p>   |  |

| 業務委託名<br>番号  | 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター運転管理業務委託<br>流27上流第13号  |  |
|--|---|--|
| [ 質 問 事 項 ]  | [ 回 答 ]   |  |
| <p>・別紙9放流基準値を超過した場合に作成される改善計画は、水質が改善した後はその拘束力が失われるものと考えて良いでしょうか。</p>   | <p>水質が改善されるまで改善計画によるものとしますが、状況等により、改善計画に沿った運転を継続していただく場合があります。</p>                    |  |
| <p>7. 契約書-記載内容の差異</p> <p>・契約書第12条第6項に「別紙4に定める放流水質契約基準Ⅱを達成できなかったときは～」とあり、別紙9(2)契約基準Ⅱの未達の場合の第2段階には「契約基準Ⅱの未達が生じた場合又は生じるおそれがあると認められる場合には～」改善計画書を作成するとあります。どちらが正しいでしょうか。</p>                          | <p>契約書第12条第6項によります。</p>   |  |
| <p>8. 契約書-放流水質契約基準値の有効数字</p> <p>・別紙4放流水質契約基準値の有効数字は表記のとおり整数のものは整数、下一桁のものは下一桁でしょうか。</p>   | <p>別紙4記載のとおりです。</p>   |  |
| <p>9. 契約書-汚泥生成率契約基準値</p> <p>・別紙11記載の脱水ケーキ生成率の契約基準値Ⅱの数値は、開示データにある維持管理年報から計算した結果、平成20年度が0.608で今回の基準値を超過しており、平成20～24年度の平均値は0.547で、基準値の90%以上に達しています。基準値の算定根拠を教えてください。また、基準値の見直しの可能性についてお知らせください。</p> | <p>基準値は直近の実績値から決定しています。</p> <p>脱水ケーキ生成率は、消化タンクの増設があるため、消化タンク運転後の実績等から必要があれば見直します。</p> |  |
| <p>10. 契約書-減額の算定</p> <p>・別紙18(2)ア減額の算定方法において、契約基準値Ⅰ未達の日数を算定する場合「ただし、水質法定基準未達のあった月におい</p>   | <p>ご質問のとおりです。</p>   |  |

| 業務委託名<br>番号   | 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター運転管理業務委託<br>流27上流第13号                                 |  |
|---|--|--|
| [ 質 問 事 項 ]   | [ 回 答 ]  |  |
| <p>て、水質契約基準 I 未達があった場合は、その日数を <math>\beta</math> に算入しないものとする」とありますが、1 日法定基準値を経過した月は、そのほかの日が全て契約基準値 I を超越した場合でも B の減額はないものと考えてよろしいか。</p>   |  |  |
| <p>11. 契約書-基準値未達の責を負わない範囲<br/>・別紙18(2)エ①に当たる流入基準を超過した場合、窒素などのように水処理に長く影響を与える項目については、放流基準値未達であっても責を問われない期間は長く認められますか。</p>                  | <p>流入基準超過日の翌日まで放流基準超過を免責します。それ以降については第12条第4項各号に該当する場合は放流基準超過を免責します。</p>    |  |
| <p>12. 契約書-流入基準超過の取り扱い<br/>・別紙18(2)エ②に当たる流入基準を超過した場合に、放流水質契約基準値 I を満たしていることと認められるためには、放流契約基準値 I が設定されている項目を全て達成している事を証明する必要があるのでしょうか。</p> | <p>原則、流入基準を超過した項目と同じ項目で放流水質基準 I を満たしていることが認められた場合ですが、分析結果、状況によって判断します。</p> |  |
| <p>13. 要求水準書-データ収集及び整理<br/>・5. 16. 2a) データ収集及び整理において、現在進められているデータベース化の進捗状況を教えてください。</p>   | <p>データベースの枠組みはできています。<br/>下水道維持管理指針等に沿って運用を進める予定です。</p>                    |  |
| <p>14. 要求水準書-対外的補償<br/>・8. 5 対外的補償を求められた場合において、受託者の業務に帰することが出来ない場合とは、具体的にどんな状況でしょうか。</p>  | <p>不可抗力、受託者の故意又は過失がない場合です。</p>   |  |
| <p>15. 要求水準書-維持管理年報<br/>・別紙2 業務書類の中にある「維持管理年報」とは、開示資料にある「維持管理年報」とは、</p>   | <p>別紙2の「維持管理年報」とは「維持管理年報」および「維持管理年報資料集」です。</p>                             |  |

| 業務委託名<br>番号  | 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター運転管理業務委託<br>流27上流第13号              |  |
|--|---|--|
| [ 質 問 事 項 ]  | [ 回 答 ]   |  |
| 資料集」のことですか。  |   |  |
| 16. 要求水準書-作業時間<br>・別紙4 作業時間ですが、2. 保守点検、<br>・平成27年度は243日（中略）平成28年度<br>は242日（中略）平成28年度は243日となっ<br>ています。2回目の平成28年度は平成29年<br>度ですか。また、5. 事務業務243日/年（平<br>成27年度は242/年）となっていますが、カ<br>ッコ内は平成28年度ですか。 | ご質問のとおり、2. 別紙4の2回目の年度は平成29年度です。<br>同様に5. の括弧内は平成28年度です。 |  |
| 17. 要求水準書-定期点検内容<br>・別紙6 設備の定期点検予定書ですが、機<br>器の点検と整備について、その内容・差異<br>が不明です。内容について具体的に開示を<br>お願いします。  | 点検は、目視により機器の状態を確認します。<br>整備は、分解し機器内部の状態を確認します。          |  |
| 18. 要求水準書-定期点検内容<br>・別紙6 設備の定期点検予定書と、設計図<br>書である特記仕様書による点検で重複があ<br>ります（例給水設備、エレベータ、消防設<br>備、クレーン、・・・）どのように考えれば<br>よろしいでしょうか。   | 特記仕様書による点検は、法定点検等の点検で別途積算して<br>います。                     |  |
| 19. 要求水準書-定期点検内容<br>・別紙6 設備の定期点検予定書で、攪拌機<br>2-2, 3-1が5年間点検が無い、曝気機 1-4, 2<br>-2が5年間 2-1, 4-1が4年間点検が無い、循<br>環水ポンプ 1-2, 2-2が8年間点検が無い、<br>オゾン発生機が3年間整備なしとなってい<br>ますが、問題ありませんか。                   | 定期修繕等を予定している機器については、定期点検予定書<br>に記載していません。               |  |
| 20. 要求水準書-内部・外部精度管理<br>・別紙9 1内部精度管理および2外部精度管<br>理について、全ての分析項目について精度  | 受託者において必要と考える項目を選定し、委託者と協議願<br>います。                     |  |

| 業務委託名<br>番号   | 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター運転管理業務委託<br>流27上流第13号   |  |
|---|--|--|
| [ 質 問 事 項 ]   | [ 回 答 ]  |  |
| <p>管理をおこなうのは困難なため、項目の抜<br/>           粋が必要かと考えられますが、その際は受<br/>           託者が項目選定をおこなって良いでしょ<br/>           うか？</p>  |  |  |
| <p>21. 要求水準書-記載の無い項目</p> <p>・運転操作業務委託特記仕様書に記載のある<br/>           場内排水設備の巡回は、要求水準書にその<br/>           記載がありませんが、点検の必要の有無を<br/>           含めその理由を教えてください。</p>       | <p>点検が必要です。</p>  |  |
| <p>22. 要求水準書-記載の無い項目</p> <p>・参考図書11流域下水道危機管理要領には放<br/>           流樋門等操作点検整備項目がありますが、<br/>           要求水準書にはその記載がありません、そ<br/>           の理由と点検の必要有無を教えてください。</p> | <p>点検が必要です。</p>  |  |
| <p>23. 技術提案書-使用電力量の削減</p> <p>・様式第2-エ-a-Ⅲに記載する電力削減量は、<br/>           流入下水量・施設の増減がない前提で記載<br/>           してよろしいでしょうか。</p>   | <p>ご質問のとおりです。</p>  |  |
| <p>24. 技術提案書-府内調達先</p> <p>・様式第4-ア-aに記載する府内調達先の定義<br/>           (製造元：本社・支社・営業所・工場・従<br/>           業員居住、流通：商社など)を教えてください。</p>                                   | <p>府内に本店又は営業所を置く企業と考えます。</p>   |  |
| <p>25. その他-無線ネットワークの設置</p> <p>・業務の品質を上げるために、センター内部<br/>           もしくは中継ポンプ場内にWIFI等の無線ネ<br/>           ットワークを構築することは可能ですか。</p>                                  | <p>WiFiの設置は可能ですが、平成25年1月総務省が発行してい<br/>           る「企業等が安心して無線LANを導入運用するために」に沿<br/>           うと共に設置箇所、セキュリティ、扱うデータ等について事<br/>           前に流域下水道事務所と協議願います。</p> |  |